

北海道コンサドーレ札幌応援プラン

(付帯契約要綱)

2026 年 9 月 7 日実施

北海道電力株式会社

北海道コンサドーレ札幌応援プラン

1 対象となるお客さま

この付帯契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) お客さまが1年を通じてこの要綱の適用を希望されること。
- (2) 当社が指定する契約種別（インターネット上の当社所定のウェブサイトにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約を契約されること。

2 付帯契約要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の付帯契約要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この要綱を変更する必要がある場合

ハ その他、この要綱を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) この要綱を変更する場合には、当社は、この要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 契約の申込み

お客さまが新たにこの要綱による契約（以下「この契約」といいます。）を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、当社所定の様式、電磁的方法、口頭または電話等によって申込みをしていただきます。

4 契約の成立および契約期間

- (1) この契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、この契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、この契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

ハ この契約とあわせて契約する電気の需給契約に係るお客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

5 料金の適用開始の時期

6（料金）は、原則として、この契約が成立した日の属する月の翌月の料金に係る計量期間等の始期から適用いたします。

6 料 金

- (1) 当社が指定する契約種別の需給契約にもとづく各月の料金は、当社が指定する契約種別の需給契約要綱または選択約款によって料金として算定された金額に、(2)のコンサドーレ応援特約額を加えたものといたします。

なお、当社は、コンサドーレ応援特約額に相当する金額を株式会社コンサドーレにお支払いいたします。

- (2) コンサドーレ応援特約額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	250 円 00 銭
---------	------------

7 契 約 の 廃 止

- (1) お客様がこの契約を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) この契約は、8（解約等）の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日の前日を含む料金の算定期間の始期に消滅いたします。ただし、お客様が当社に通知された廃止期日が、その前日を含む計量期間等の始期が属する月の翌月1日から当該計量期間等の終期の翌日までの期間に含まれる場合は、この契約はお客様が当社に通知された廃止期日に消滅するものといたします。
- (3) 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、(2)の「お客様が当社に通知された廃止期日」は「通知を受けた日」と読み替えるものといたします。

8 解 約 等

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様についてこの契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客様にお知らせいたします。
- イ 電気の需給契約を解約する場合
- ロ お客様がその他この要綱に反した場合
- (2) 当社が指定する契約種別の需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の始期にこの契約は消滅するものといたします。ただし、需給契約の消滅日が、その前日を含む計量期間等の始期が属する月の翌月1日から当該計量期間等の終期の翌日までの期間に含まれる場合は、需給契約の消滅日にこの契約は消滅するものといたします。
- (3) お客様が、当社が指定する契約種別以外の契約種別に変更された場合は、変更後の需給契約の料金適用開始の日の前日を含む料金の算定期間の始期にこの契約は消滅するものといたします。ただし、変更後の需給契約の料金適用開始の日が、その前日を含む計量期間等の始期が属する月の翌月1日から当該計量期間等の終期の翌日までの期間に含まれる場合は、変更後の需給契約の料金適用開始の日にこの契約は消滅するものといたします。

9 そ の 他

- (1) 当社は、電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）17（料金の算定）
（1）イ、ロまたはハの場合は、コンサドーレ応援特約額の日割計算を行ないません。
- (2) この要綱の適用状況その他により、当社は、この要綱を終了する場合があります。この場合には、契約期間満了前であっても、お客さまにお知らせのうえ、この契約を終了いたします。また、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) この要綱に定めのない事項については、標準約款ならびに需給契約要綱もしくは選択約款に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この要綱は、2026 年 9 月 7 日から実施いたします。